

集団行進及び集団示威運動の届出取扱事務に関する訓令

平成 8 年 9 月 13 日

警察本部訓令第 19 号

警 察 本 部 長

集団行進及び集団示威運動の届出取扱事務に関する訓令を次のように定める。

集団行進及び集団示威運動の届出取扱事務に関する訓令

集団行進及び集団示威運動に関する届出申請取扱手続に関する訓令（昭和 42 年埼玉県警察本部訓令第 20 号）の全部を改正する。

第 1 条 警察署長は、集団行進及び集団示威運動に関する条例（以下「条例」という。）第 1 条の規定による届出（以下「届出」という。）があったときは、次の要領で処理しなければならない。

- (1) 届出が集団行進又は集団示威運動開始時刻 48 時間以前であることを確認するとともに、その内容を検討し、公共の安寧に対し与える影響について意見を付して、直ちに、電話により警備部警備課長（以下「警備課長」という。）を経て警備部長に報告すること。
- (2) 数警察署の管轄区域にわたる届出を受けた場合は、関係警察署長に連絡し、協議の上、集団行進の進路等の届出内容について、支障の有無を確認すること。
- (3) 記載事項に不備がある場合又は届出事項の内容を検討した結果、当該集団行進又は集団示威運動の秩序を保ち、公共の安寧を保持するため届出事項を補正又は変更させる必要があると認めた場合は、主催者（届出者）に対し、届出事項を補正又は変更するよう指導すること。
- (4) 前号の規定による指導を行っても、なお補正又は変更に応じない場合は、直ちに、警備課長を経て警察本部長にその状況を報告し指揮を受けること。

一部改正〔平成 12 年本部訓令第 34 号〕

第 2 条 警察署長は、届出を受理したときは、主催者（届出者）に対し、平成 8 年埼玉県公安委員会告示第 167 号（集団行進及び集団示威運動の届出に関する手続）別記様式第 2 号の届出証並びに集団行進及び集団示威運動に伴う遵守事項（別記様式第 1 号）を交付するとともに、次の事項を指示しなければならない。

- (1) 市町村役場、税務署、裁判所、警察署等官公庁の出入口付近において行進を開始し、若しくは終了し、又は集団示威運動を行うことにより、国又は公共の事務を妨害しないこと。

- (2) 凶器、爆発物等を携帯している者は参加させないこと。
- (3) 交通諸法規に違反しないこと。
- (4) 隊員は規定の隊ごを整え、みだりに勝手な行動に出ないこと。
- (5) 各隊には、1人以上の指揮者をおき、腕章等をつけること。
- (6) その他公衆に対する危害予防上必要な事項を守ること。

第3条 警察署長には、集団行進及び集団示威運動の届出があった場合は、集団行進及び集団示威運動届出処理簿（別記様式第2号）を作成し、その届出年月日、届出の概要、処理状況等を明確にしておかなければならない。

2 警察署長は、前項により作成した集団行進及び集団示威運動届出処理簿を、速やかに警備課長を経て警備部長へ送付するものとする。

全部改正〔平成12年本部訓令第34号〕

附 則

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年8月31日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成12年9月1日から施行する。〔以下略〕

【別記様式省略】